資料４

公立大学法人青森公立大学教員採用及び昇任規程

平成２１年４月１日
規程第６２号

改正　平成２１年１１月規程第１４５号
改正　平成２３年　３月規程第　１３号
改正　平成２７年　３月規程第　１５号
改正　平成２８年　９月規程第　２１号
改正　平成３０年　６月規程第　１７号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成２１年規程第３６号）第６条第３項の規定に基づき、青森公立大学の教員職員の採用及び昇任に関し、必要な事項を定めるものとする。

（発議）

第２条　教員職員（教授、准教授及び講師をいう。以下「教員」という。）の採用は、選考により行う。

２　教員の採用及び昇任の選考は、学長が、教育研究審議会の議に基づく教員人事の基本方針に従い、理事長及び部局長（青森公立大学部局長会議規程（平成２１年規程第１３号）第３条第１項第２号から第６号までに掲げる者をいう。）と協議し、発議する。

（選考）

第３条　教員の採用及び昇任に係る選考は、別に定めるところにより設置する公立大学法人青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の議に基づき、理事会が行う。

２　人事委員会は、前項の規定により教員の採用及び昇任に係る選考の審議を行うに当たっては、教育研究審議会（当該審議が法人の経営に関するものであるときは、教育研究審議会及び経営審議会）の意見を徴しなければならない。

３　教育研究審議会は、業績審査委員会の審査結果の報告を踏まえ、審議する。

（教員の資格）

第３条の２　教員の資格は、大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）第１４条から第１６条までの規定に従い、次条から第６条までに定めるところによる。

（教授の資格）

第４条　教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

(1)　博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2)　研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3)　大学において教授の経歴のある者

(4)　大学において准教授の経歴があり、担当する分野における教育研究上の業績があると認められる者

(5)　芸術、体育等の分野を担当する場合にあっては、特殊の技能に秀で、教育の経歴がある者

(6)　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（准教授の資格）

第５条　准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

(1)　前条に規定する教授となることのできる者

(2)　大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者

(3)　大学において３年以上助手又はこれに準ずる職員として経歴がある者

(4)　修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(5)　研究所等に５年以上在籍し、研究上の業績があると認められる者

(6)　専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

（講師の資格）

第６条　講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　前２条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2)　その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

（業績審査委員会）

第７条　教員採用予定者及び昇任予定者の資格の審査をするため、学部教授会（以下「教授会」という。）に業績審査委員会を設置する。

２　業績審査委員会は、教授会で互選された教員及び学部長が指名する教員で組織する。

３　前項に規定する業績審査委員会の構成員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　教授又はこれに準ずる者の採用及び教授への昇任　教授会構成員のうち教授の職にある者で互選された教員２名及び学部長が指名する教員２名

(2)　准教授又はこれに準ずる者の採用及び准教授への昇任　教授会構成員のうち准教授以上の職にある者で互選された教員２名及び学部長が指名する教員２名

(3)　講師の採用　教授会構成員で互選された教員２名及び学部長が指名する教員２名

（業績審査委員会の定足数）

第８条　業績審査委員会は、委員の３分の２以上の出席により成立するものとする。

（業績審査委員会の委員長）

第９条　業績審査委員会に委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により選出する。

３　業績審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（業績審査委員会の表決）

第１０条　業績審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

２　前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（募集方法等）

第１１条　教員採用予定者に係る募集は、公募又は推薦によるものとする。

２　業績審査委員会は、履歴書及び業績目録等の審査のみを行うものとする。

３　業績審査委員会は、前項の審査の結果について、業績審査結果報告書に当該採用又は昇任に係る者の履歴書及び業績目録等を添えて、学部長に提出するものとする。

４　学部長は、前項の規定により提出された審査の結果を、教育研究審議会に報告するものとする。

５　学部長は、第３項の業績審査結果報告書、履歴書及び業績目録等を、人事委員会における当該採用又は昇任の可否に係る表決の後、教授会構成員に対し１週間以上縦覧に供するものとする。ただし、当該人事委員会の表決においてこれが否決されたときは、この限りでない。

（経過報告等）

第１２条　学長及び学部長は、前条第２項の審査の経過について、業績審査委員会から報告を求めることができる。

（学長への内申）

第１３条　人事委員会の長は、教員採用及び昇任の結果を、人事委員会の議事録を添付し学長へ内申するものとする。

（理事会への申出）

第１４条　学長は、前条の結果に基づき、教員の採用及び昇任について理事会に諮るものとする。

（その他）

第１５条　この規程の実施について必要な事項は、人事委員会の議を経て理事長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に青森公立大学教員採用及び昇任規程（平成１２年７月２７日施行）に規定する手続に基づき施行日以後における教員としての採用が決定された者は、この規程に規定する手続に基づき採用が決定された者とみなす。

附　則（平成２１年規程第１４５号）

（施行期日）

この規程は、平成２１年１１月３０日から施行する。

附　則（平成２３年規程第１３号）

（施行期日）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第１５号）

（施行期日）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年規程第２１号）

（施行期日）

この規程は、平成２８年９月１６日から施行する。

附　則（平成３０年規程第１７号）

（施行期日）

この規程は、平成３０年６月２２日から施行する。